

平成22年度 第4回
倉浜衛生施設組合議会（臨時会）

日 時 : 平成22年11月28日（日） 午前10時 開議

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

平成 22 年度
第 4 回

倉浜衛生施設組合議会臨時会会議録

平成 22 年 11 月 28 日（日）午前 10 時開会

議 事 日 程 第 1 号

平成 22 年 11 月 28 日（日）

午前 10 時開議

- 第 1 議事録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第 4 号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

（議事日程のとおり）

出席議員（13名）

1 番	喜納 勝範	議員	8 番	前宮 美津子	議員
2 番	小浜 守勝	議員	9 番	我如古 盛英	議員
3 番	新里 八十秀	議員	10 番	岸本 一徳	議員
4 番	高江洲 義八	議員	12 番	宮 城 司	議員
5 番	高 橋 真	議員	13 番	喜友名 朝眞	議員
6 番	仲宗根 誠	議員	14 番	洲鎌 長榮	議員
7 番	普久原 朝健	議員			

欠席議員（1名）

11 番 桃原 功 議員

説明のため出席した者の職、氏名

管 理 者	東門 美津子	会 計 管 理 者	銘 苺 康 孝
副 管 理 者	野国 昌春	事 務 局 長	屋 良 朝 健

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

次長兼総務課長	町 田 均	業務第二課長	知 念 盛 政
業務第一課長	新 垣 学	業務第一課技幹	目 取 眞 守 雄

●小浜守勝議長 おはようございます。ただ今から平成22年度第4回倉浜衛生施設組合議会臨時会を開会いたします。倉浜衛生施設組合議会会議規則第10条第1項に、「日曜日及び休日は、休会とする。」との規定がございますが、今回はどうしても11月中に議会の開催をお願いしたいとの強い要望が管理者からあり、同規則第10条第3項の規定により、本臨時議会を開会いたしたいと思っております。本臨時会を開会することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。ただ今の出席議員は14名、全員出席でございます。

休憩いたします。(午前10時01分)

再開いたします。(午前10時01分)

ただ今の出席議員数、13名でございます。11番議員、桃原功議員、連絡なし。定足数に達しておりますので、会議は有効でございます。会議を開きます。それでは開会のごあいさつを管理者をお願いいたします。東門管理者。

●東門美津子管理者 おはようございます。議長の方からございましたように、本来なら日曜日というのは避けたいこととございますが、何しろ12月1日付で施行されるものですから、なんとしても11月中にということとご無理をお願いしたところ、本当にご出席いただきましたこと、ありがとうございます。お忙しい毎日を送られていることはよく存じております。しかし先ほども申し上げましたように、どうしても、昨日までで一応は大きなお仕事は終わられたかなと思っておりますので、今日はぜひご出席いただいて、ご審議をお願いしたいと思っております。今臨時会には、上程しております議案といたしまして、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、その1件の議案を提出させていただいております。議案の内容につきましては、事務局長の方から説明をさせていただきますが、どうぞご審議のほどいただきまして、速やかにご可決いただきますようお願いを申し上げます。あいつつといたします。本当に議員の皆様にはお疲れのところ、お忙しいところ、お時間をお繰り合わせていただいたことに、心から再度お礼を申し上げます。ありがとうございます。

●小浜守勝議長 以上で管理者のごあいさつを終わります。

本日は議事日程第1号によって議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名議員の指名について議題といたします。本件につきましては会議規則第70条によって、議長の指名になっておりますので、指名いたします。3番議員、新里八十秀議員、13番議員、喜友名朝眞議員を議事録署名議員に指名いたします。

日程第2、会期の決定について議題といたします。

休憩いたします。(午前10時04分)

再開いたします。(午前10時04分)

会期については、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ございませんので、そのように決定をいたします。

休憩いたします。(午前10時05分)

再開いたします。(午前10時11分)

日程第 3、議案第 4 号、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

●屋良朝健事務局長 それでは議案第 4 号についてご説明申し上げます。議案第 4 号、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙の通り提出する。平成 22 年 11 月 28 日、倉浜衛生施設組合管理者、東門美津子。提案理由。沖縄県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告に準じ、所要の改正を行う必要があり、この案を提出する。次のページをお願いいたします。倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部改正。

第 1 条、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例（昭和 49 年倉浜衛生施設組合条例第 10 号）の一部を次のように改正する。第 11 条第 2 項中「100 分の 220」を「100 分の 200」に改める。附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 3 項を加える。

特定職員の給与の減額。第 2 項、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上である職員（その号給がその職務の級における最低の号給である職員を除く。以下「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。第 1 号、給料月額、当該特定職員の給料月額に 100 分の 0.2 を乗じて得た額。第 2 号、期末手当、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第 11 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する 100 分の 15 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項の表以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 0.2 を乗じて得た額。第 3 号、第 8 条第 1 項から第 4 項まで又は第 6 項の規定により支給される給与。当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額。ア、第 8 条第 1 項、前各号に定める額。イ、第 8 条第 2 項又は第 3 項、第 1 号から第 2 号までに定める額に、当該各項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額。ウ、第 8 条第 4 項、第 1 号で定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額。エ、第 8 条第 6 項、第 2 号に定める額に、同項の規定により、同条第 2 項又は第 3 項の例により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額。次のページをお願いいたします。第 3 項、前項に規定するもののほか、特定職員以外の職員が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。第 4 項、特定職員についての第 9 条、第 10 条、第 12 条及び第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 19 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額に 100 分の 0.2 を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

別表第 1 を次のように改める。別表第 1（第 4 条関係）、行政職給料表。一番上の横軸の方が、職務の級として 1 級から 8 級まで、一番左側の縦軸の方が号給として、1 号給

から給料表の4枚目の125号給までとなっております。1級は、1号給135,600円から3枚目の93号給243,700円までありますが、今回の改定はございません。2級は、1号給185,800円から4枚目の125号給309,200円のうち、改定するのは2枚目の65号給283,500円以降でございます。3級は、1号給222,900円から4枚目の113号給356,400円のうち、改定するのは2枚目の49号給310,600円以降でございます。4級は、1号給261,900円から3枚目の93号給390,100円のうち、改定するのは2枚目の33号給328,400円以降でございます。5級は、1号給289,200円から3枚目の85号給402,500円のうち、改定するのは2枚目の25号給341,500円以降でございます。6級は、1号給320,600円から3枚目の77号給424,600円のうち、改定するのは1枚目の17号給355,500円以降でございます。7級は、1号給366,200円から2枚目の61号給458,400円のうち、改定するのは1枚目の5号給376,300円以降でございます。8級は、1号給413,000円から2枚目の45号給480,500円まですべて改定いたします。

次に、給料表の4枚目をお開きお願いいたします。備考、この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

第2条、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第11条第2項中「100分の195」を「100分の190」に、「100分の200」を「100分の205」に改める。

倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正。第3条、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年倉浜衛生施設組合条例第2号）の一部を次のように改正する。附則第7項中「100分の99.76」を「100分の99.59」に改める。

第4条、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年倉浜衛生施設組合条例第3号）の一部を次のように改正する。附則第4項中「100分の99.76」を「100分の99.59」に改め、「相当する額」の次に「(給与条例附則第2項に規定する特定職員にあっては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額)」を加える。

倉浜衛生施設組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正。

第5条、倉浜衛生施設組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和49年倉浜衛生施設組合条例第11号）の一部を次のように改正する。附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。附則第2項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則に次の1項を加える。特定職員の給与の減額。第3項、給与条例附則第2項に規定する特定職員に対する第18条第3項の規定の適用については、同項中「第19条」とあるのは、「附則第4項」とする。

倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例の一部改正。第6条、倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例（平成4年倉浜衛生施設組合条例第3号）の一部を次のように改正する。附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。附則第2項に見出しとして「(倉浜衛生施設組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)」を付する。附則に次の1項を加える。特定職員の給与の減額。第3項、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例附則第2項に規定する特定職員に対する第9条の規定の適用については、同条中「第19条」とあるのは、「附則第4項」とする。

附則。施行期日。第1項、この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、

第2条の規定については、平成23年4月1日から施行する。平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置。第2項、平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例第8条第1項から第3項まで若しくは第6項、第11条第2項から第4項まで及び第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

第1号、平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情等を考慮して規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当の月額合計額に100分の0.21を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額。

表でございます。給料表、職務の級、号給でございます。行政職給料表の1級は1号給から93号給までは、減額の対象外ということでの表でございます。2級、1号給から64号給まで。3級、1号給から48号給まで。4級、1号給から32号給まで。5級、1号給から24号給まで。6級、1号給から16号給まで。7級、1号給から4号給まで。

第2号、平成22年6月において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）が同月に受けた期末手当の額に100分の0.21を乗じて得た額。第3項、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●小浜守勝議長 以上で当局の説明を終わります。

休憩いたします。（午前10時30分）

再開いたします。（午前10時30分）

次に質疑に入ります。質疑を許します。10番議員、岸本一徳議員。

●岸本一徳議員 おはようございます。初めてなので、基本的なことをお伺いいたします。まずは、本組合職員はどこの自治体に給与は準じているのかという、簡単な質問でございます。あともうひとつ、参考として本組合職員の給料表に基づく運用の実体というんですか、人数が24名とお聞きしていますが、どういう運用状態になっているかというような、資料が当局からいただけたらと思いますが、議長を通してその点はお伺いいたします。もう1点、今回の人事院勧告、国の人事院勧告を受け、県の人事委員会はその勧告に基づいて、各自治体の職員や議員という形になってくるのだろうと思いますが、本組合職員の給与改定案がどのようなプロセスといたしますか、勧告を受けてそ

のままという形になるのか、先ほどもお伺いした沖縄市の方に準じて、そういうふうな形で、改定案が作成されているのかという、3点についてお伺いいたします。

●小浜守勝議長

休憩いたします。(午前10時32分)

再開いたします。(午前10時35分)

答弁をお願いいたします。事務局長。

●屋良朝健事務局長 まず、1点目のどこの自治体に準じているかということでございます。給料でございますけれども、これは沖縄市です。県も同じ給料でございますけれども、沖縄市に準じてやっているということでございます。2点目の給料の決定に基づくプロセスですが、県の人事院勧告があつて給与改定案に至るまでのプロセスでございますけれども、職員組合の方と県の人事院勧告あるいは沖縄市案に基づいた資料を作成して、組合とは調整しております。そして今回、組合から了解したという返事はもらえておりませんが、組合には提案して、今回の条例案の提案ということでございます。

●小浜守勝議長 岸本一徳議員。

●岸本一徳議員 こういう質疑のやり方でいいですか。大丈夫ですか。今事務局長から答弁がございましたけれども、団体交渉、職員組合の方との、回数とか、今当局に対して組合の方からは回答がないという話がありましたけれども、団交というのはどういう形でやっているのか。管理者も参加されて団体交渉はやるのか。この辺もお伺いをさせていただきます。

●小浜守勝議長 事務局長。

●屋良朝健事務局長 職員との団体交渉は、1度済んでおります。特にその後回答を示して、組合から要望は特に出しておりませんので、管理者を交えての団体交渉は行っておりません。以上でございます。

●小浜守勝議長 岸本一徳議員。

●岸本一徳議員 その団交の場には東門管理者も出席するのでしょうか。それとも事務方同士の交渉という形で終わるのでしょうか。その点についてご説明をお願いいたします。

●小浜守勝議長 事務局長。

●屋良朝健事務局長 今回は、この人事院勧告のことにつきましては、事務交渉ということで、開催しております。団体交渉ということになりますと、通常は管理者も交えての交渉となります。

●小浜守勝議長 ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これをもちまして、質疑を終了いたします。

休憩いたします。(午前10時40分)

再開いたします。(午前10時40分)

次に討論に入ります。議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。ご異議ございませんので討論を終了いたします。

それではお諮りいたします。議案第4号、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。本臨時会において議案等が可決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

休憩いたします。(午前10時40分)

再開いたします。(午前10時41分)

これにて、本臨時会に付議されました、案件の審議はすべて終了いたしました。よって、平成22年度第4回倉浜衛生施設組合議会臨時会を、これをもちまして閉会いたします。お疲れ様でございました。

散会(午前10時42分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年12月10日

議 長 小 浜 守 勝

会議録署名議員 新里 八十秀

会議録署名議員 喜友名 朝眞